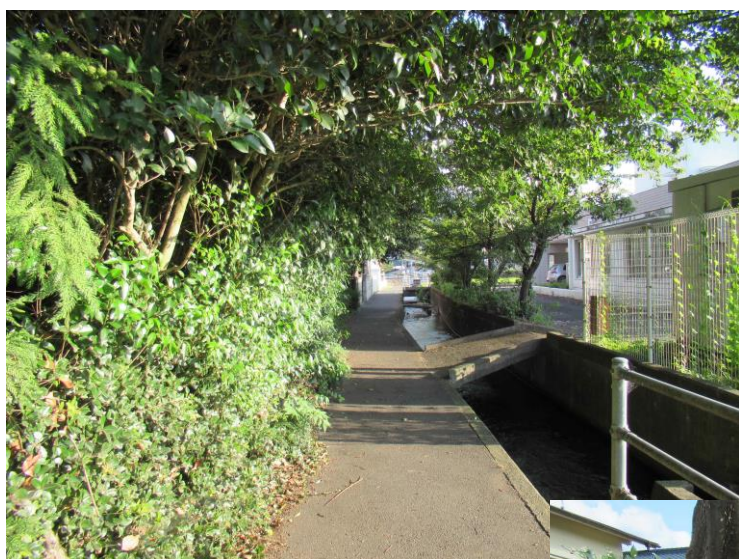


東温市通学路安全対策プログラム

～通学路の安全確保、事故ゼロの通学路～



東温市教育委員会 平成26年12月策定
(平成29年4月改定)
(平成30年4月改定)
(令和5年7月改定)

1. プログラムの目的

平成 24 年 4 月以降、京都府亀岡市をはじめとして、登下校中の児童等が死傷する痛ましい事故が相次いで発生しました。そのため、同年 5 月に国土交通省、文部科学省、警察庁の 3 省庁が連携し、通学路の緊急合同点検の実施及び安全な通学路の確保に向けた取り組みを行うよう通達がありました。

この通達を受け、本市では平成 24 年 8 月 7 日から松山河川国道事務所、愛媛県建設企画課、愛媛県道路第二課、松山南警察署、東温市まちづくり課、東温市危機管理室、東温市教育委員会により、東温市通学路合同点検を開始しました。

この取組を一過性のものとせず、継続的に通学路の安全性を確保するために、対策の実施を定めたプログラムを策定するものです。

プログラムの作成主旨

1. 継続的な通学路安全対策の実施
(児童・生徒の安全を確保します)
2. 地域、保護者、行政機関の連携
(東温市全体で安全対策を推進します)
3. 対策実施後の検証
(対策実施後の検証を行うことにより、交通安全の更なる向上を図ります)

令和 3 年度に行われた東温市通学路合同点検実施状況



2. 東温市通学路安全連絡協議会の開催

通学路は、利用する児童・生徒への安全教育、交通規制等の実施、道路施設の設置・管理等、安全対策の内容が多岐にわたるため、関係者各々が独自に対策を行うだけでは期待された効果が十分に発現できないことがあります。

そのような現状を踏まえた上で、関係機関が連携を強化することを目的とし、以下の関係機関、団体による「東温市通学路安全連絡協議会」を開催し、効果的な安全対策の実現を図ります。

【協議会構成メンバー】

区 分	関係機関・団体	主な役割
学校関係者	東温市教育委員会学校教育課	関係機関との連絡調整
	東温市立小・中学校	危険箇所の報告 児童生徒への指導、教育
道路管理者	松山河川国道事務所 松山第一国道維持出張所	道路施設に関する全般 (道路施設の整備、維持等)
	愛媛県中予地方局 建設部道路第二課	
	東温市産業建設部建設課	
交通管理者	松山南警察署交通課	道路交通に関する全般 (交通規制、道路標識設置等)
	松山南交通安全協会	交通安全指導等
保護者・ 地域関係者	東温市区長会	危険箇所の報告
	東温市土地改良連絡協議会	地域の交通安全に関すること
	東温市PTA 連合会	関係者との連絡調整
市関係者	東温市総務部総務課 東温市総務部危機管理課	関係機関との連絡調整 地域の安全に関すること 交通安全指導等

3. 取組方針

将来にわたり、継続して登下校中における子どもの安全確保を図るため、定期的に安全点検を実施し、必要に応じて、関係機関による合同点検を実施します。交通安全対策の実施に際しては、安全性の確保が求められる箇所を基本として、通学児童生徒数なども勘案しながら、優先順位を検討します。また、安全対策実施後については効果の検証を行い、効率的、効果的な対策手法の確立とともに、更なる安全対策の向上を図ります。

【通学路安全確保のための PDCA サイクル】

事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善するもの。

◆定期的な安全点検、対策計画の策定（Plan）

通学路安全連絡協議会で、継続的な取組として、松山南警察署をはじめ、各道路管理者、東温市教育委員会等の関係機関が連携し、潜在的な対策必要箇所を抽出・検討するなど、必要に応じて、安全点検や交通診断等の現地調査を実施する。

また、対策必要箇所については、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置等のハード対策及び交通規制、交通安全教育等のソフト面で具体的な対策計画を策定するものとする。

◆安全対策の実施（Do）

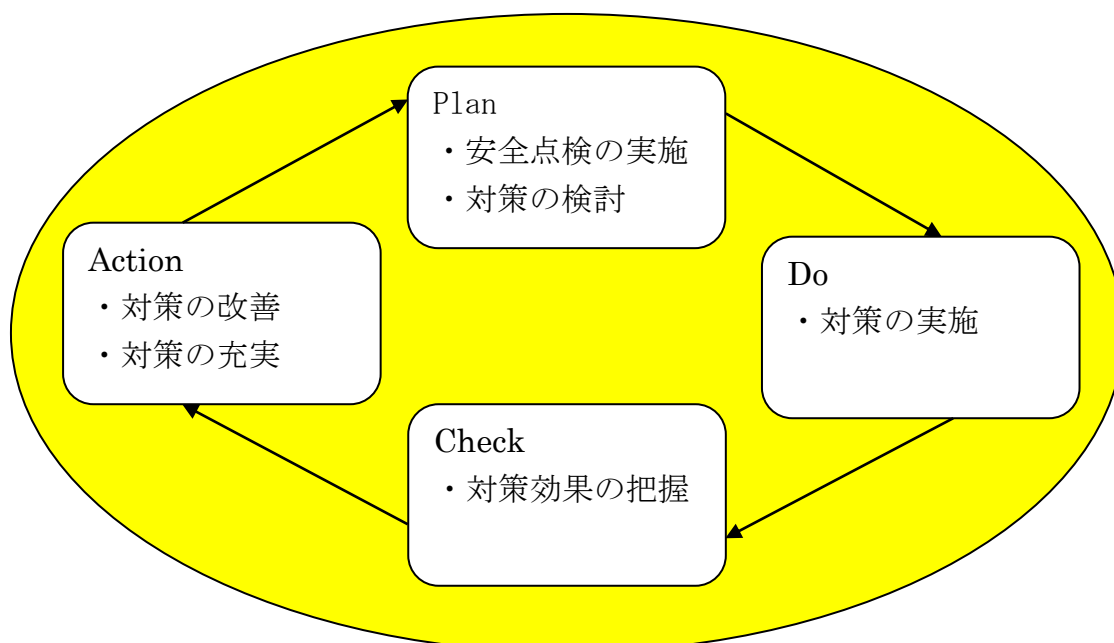
安全対策の実施にあたっては、対策が円滑に進捗するよう、関係機関が連携を図るものとする。

◆対策効果の把握（Check）

対策実施後の箇所については、その効果を把握するため、手法を検討し、対策効果の把握に努めるものとする。

◆対策の改善・充実（Action）

対策実施後も、効果把握等の結果を踏まえ、対策内容の改善及び充実を図るものとする。

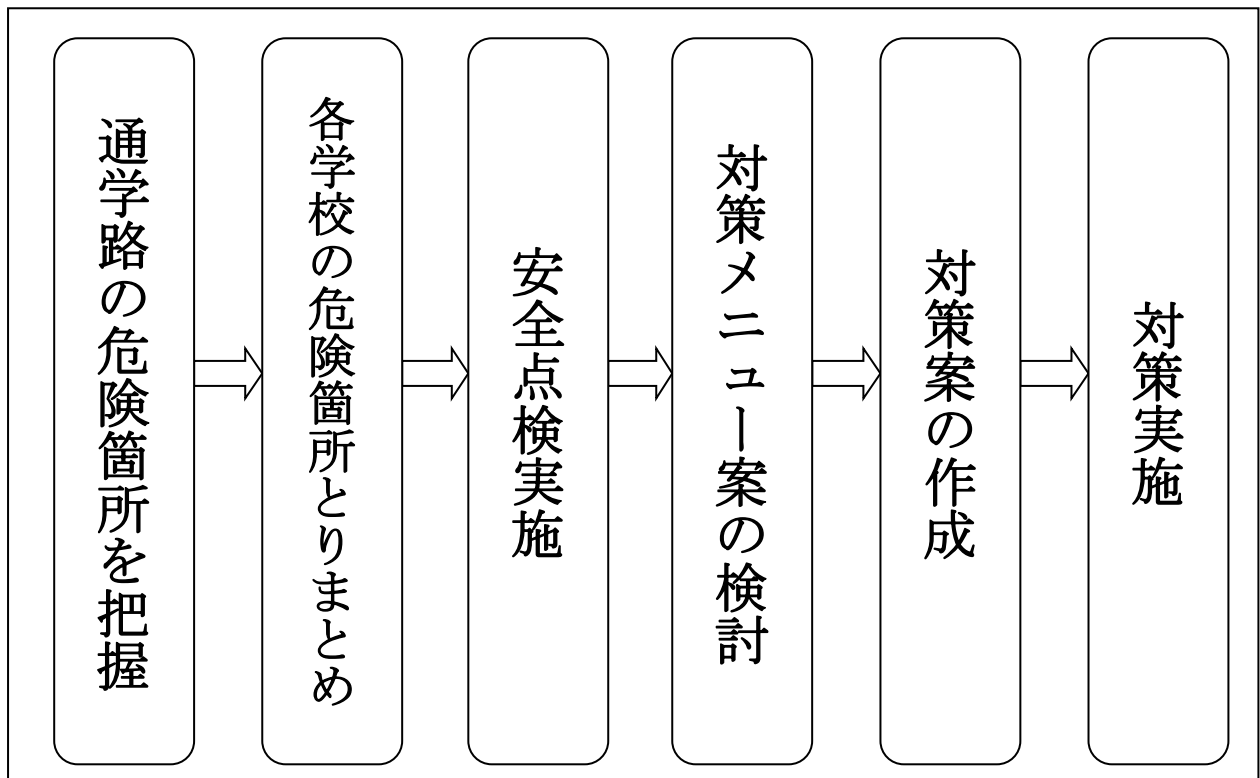


4. 通学路点検と対策実施のイメージ

通学路の点検については、毎年通学路が変わったり、交通状況も変化したりすることから、継続的に安全点検を実施し、対策が必要な箇所は速やかな対策を実施します。

また、緊急的な対策を実施した箇所も継続的に効果を発揮するように、維持・更新に努めます。

- ・毎年度行う通学路点検と対策実施のイメージ



5. 危険箇所の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策一覧表」を作成し、公表します。